

平成 21 年 3 月 26 日

労働政策審議会 職業安定分科会
分科会長 大橋 勇雄 殿

労働政策審議会 職業安定分科会
労働力需給制度部会
部会長 清 家 篤

派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱及び派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱について

平成 21 年 3 月 25 日付け厚生労働省発職第 0325006 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

標記については、審議の結果、厚生労働省案は、おおむね妥当と認めるとの結論を得た。